

平成30年度
兵庫県中小企業等外国出願支援事業

募集要領

○公募受付期間

平成30年7月17日（火）～平成30年8月17日（金）必着

○提出先

〒650-0046

神戸市中央区神戸市中央区港島中町6丁目1番地

（神戸商工会議所会館4階）

公益財団法人新産業創造研究機構 知的財産センター

「平成30年度兵庫県中小企業等外国出願支援事業」担当 宛

平成30年7月
公益財団法人新産業創造研究機構

【留意事項】

- 中小企業等外国出願支援事業は、特許庁からの補助金を受けて都道府県の中小企業支援センター等（兵庫県にあっては、公益財団法人新産業創造研究機構（以下「NIRO」という。）及び独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「JETRO」という）が実施する事業です。
- 平成 29 年度より、NIRO と JETRO で同一案件の併願（重複）申請はできなくなりました。

1. 事業の目的

兵庫県内の中小企業者等による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）、及び事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人が行う地域団体商標の外国出願を支援することによって、県内の中小企業者等の海外事業展開を促進します。

2. 事業の概要

中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費を 1 / 2 以内（権利ごとの助成上限額以内）で助成します。

3. 助成対象者の条件

以下の（１）もしくは（２）を満たす中小企業者等

（１）中小企業者による外国出願

外国出願を予定しており、以下の①～⑥の条件を全て満たしている者

①中小企業者（注 1）又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること

②みなし大企業に該当しないこと（注 2）

③兵庫県内に本社を有し事業を実施していること

④助成金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の間接補助金交付に必要な書類を自らの責任で NIRO へ提出できること）

⑤補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること

⑥「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

（２）地域団体商標に係る外国出願

①地域団体商標の外国出願を予定しており、以下の(i)から(iii)のいずれかに該当し、兵庫県内で設立されている者

(i) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合

(ii) 商工会、商工会議所

(iii) 特定非営利活動法人（NPO 法人）

- ②助成金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付に必要な書類）を自らの責任で NIRO あてに提出できること）
- ③補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること
- ④「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

（注1）中小企業支援法第2条第1項～3項に規定される中小企業者

業 種	定 義
製造業、建設業、 運輸業その他（下 記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業（下記 以外）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
ソフトウェア業 又は情報処理サ ービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

（注2）「みなし大企業」とは以下に該当する企業を言います。

- ①大企業（※）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。
- ②大企業（※）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
- ③役員総数の2分の1以上を大企業（※）の役員または職員が兼務している中小企業者。

※大企業とは、中小企業支援法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小

企業投資育成株式会社

- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

4. 助成対象事業

以下の（1）及び（2）の要件を満たす外国出願

（1）既に行っている国内出願を基礎として、採択・交付決定後から平成30年12月20日までに（ア）～（エ）のいずれかの外国出願を行う予定の事業

（ア）パリ条約等に基づき優先権主張等を行う外国出願

パリ条約等に基づき、同条約第4条の規程による優先権を主張して行う外国出願。ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権の主張は要しません。

（イ）特許協力条約に基づく国際出願(PCT出願)の各国への国内移行による出願

受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続（国際段階の各手続）については本助成金では対象外となります。

（ウ）ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願

「既に行っている国内出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本を指定締約国とするものを含みます。

（エ）マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）

日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に助成金申請することが必要です。

（2）外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業者等の名義であること。

【留意事項】

○申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本助成金の交付決定後から平成30年12月20日までに外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が対象となります。よって、NIROからの交付決定前に外国出願した案件は対象となりません。

○外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は対象とはなりません。

○優先権主張期間内に優先権を主張して外国特許庁へ出願する案件が対象となります（商標登録出願を除く）。

5. 助成率、助成金額、助成対象経費

（1）助成率

助成対象経費の2分の1以内

(2) 助成上限額

1 企業に対する助成金の総額	300万円
1 案件に対する助成金の総額	○特許出願 150万円 ○実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策は除く） 60万円 ○冒認対策商標 30万円

※案件の数え方について

○OA という基礎出願について、米国、欧州、中国の3カ国に出願する場合は1案件として計算

○OB という基礎出願について米国に出願、C という基礎出願について別途米国に出願する場合、2案件として計算

※採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額されることがあります。

※他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（助成対象者が負担した額の範囲内）を助成対象経費とします。

(3) 助成対象経費

助成対象者が、交付決定から原則として12月20日までにを行う外国特許庁に出願するために要する以下の経費であり、交付決定後から12月20日までに発生し、支払を行った費用。

外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	外貨送金手数料等外国特許庁に出願するために必要であり、理事長が必要と認める経費

【留意事項（助成対象外となる経費）】

○交付決定日以前に発生し、支払を行った費用

○先行技術調査に係る費用

○一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用（例：後日行った審査請求に係る費用、出願に不備等があった場合の補正費用等）

○仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用

○日本国特許庁への出願に要する経費（PCT出願に要する国際出願手数料、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に係る手数料の一部、マドリッド協定に基づ

く国際商標登録出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書が発行費用等を含む。）

- 国内消費税、海外での付加価値税（VAT）等
- 本補助金の申請書作成に係る代理人費用

6. 申請手続き等の概要

(1) 受付期間

平成30年7月17日（火）～8月17日（金）17：30 必着

(2) 提出先

公益財団法人新産業創造研究機構 知的財産センター
 「平成30年度兵庫県中小企業等外国出願支援事業」担当宛
 （住所）〒650-0046 神戸市中央区港島中町6丁目1番地
 神戸商工会議所会館4階

(3) 提出方法

受付期間中に（4）の資料を郵送又は持参（締切日必着）してください。

※できるだけ書留・簡易書留郵便・特定記録郵便で提出してください。（受領書の送付は致しません）

※持参の場合の受付時間は平日8：45～12：00、13：00～17：30の間にお越しください。

(4) 提出書類

以下の申請様式、添付書類を**正本1部、副本5部**提出

①申請様式

- 様式第1-1（冒認対策商標の場合は様式第1-2）
- 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」
- 様式第1-1の別紙第1（協力承諾書）
（冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第1）
- 様式第1-1の別添（役員等名簿）
（冒認対策商標の場合は様式第1-2の別添）

②添付書類

以下の表に掲げる書類

資料No	添付書類	法人	個人事業者	事業協同組合等	商工会、商工会議所	NPO法人
1	登記簿謄本の写し	○			○	○
(*1)	住民票の写し		○			

	定款			○		
2	事業概要	○			/	/
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 (*2)	役員等名簿（別添）	○	○	○	○	○
4	直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し	○		○ (*6)	○	○
	直近2年分の確定申告書の控え等		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類(*3)	○	○	○	○	○
6 (*4)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入れ金等）	○	○	○	○	○
8 (*5)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○

- *1 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能
- *2 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する
- *3 PCT国際出願の場合、PCT国際出願書類、国際報告書、見解書
日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」
- *4 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）
- *5 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能
- *6 認可庁等に報告しているもの

7. 選定方法

申請者からの申請内容を外部の有識者で構成する審査委員によって評価を行い、採

択者を決定します。評価の基準は以下のとおりです。

<評価基準>

- ①先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- ②助成を希望する出願に関し、外国での事業展開等を計画していること
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

8. 採択

- ①採択となった場合、NIRO から交付決定通知を送付します。交付決定以降に弁理士への発注や支払い、外国出願を行って下さい。補助対象期間（採択・交付決定後から平成 30 年 12 月 20 日まで）外に左記事項を行った経費は対象外です。
- ②採択となった場合、採択の企業名、所在地、採択事業の種別（特許等）は公表いたしますのでご了承下さい。
(採択件数、交付決定金額についても公表することがあります。)

9. 問合せ先

公益財団法人新産業創造研究機構 知的財産センター

電話：078-306-6808

(平日 8:45~12:00 13:00~17:30)

10. 事業実施スケジュール（予定）

7月17日	応募開始
8月17日	応募締切り（必着）
	審査開始
9月中	採択決定
9月中	事業開始
12月20日	事業実施完了（補助対象となる外国出願完了）
1月中旬	実績報告書の提出期限
2月中	補助金額の確定

※上記のスケジュールは、変更となる可能性があります。